

2020年5月7日

塾生の皆様へ

和敬塾事務所

「緊急事態宣言」による

春期欠食払い戻し及び塾費半額払い戻しの延長について

4月15日に掲示した“欠食払い戻し及び塾費半額払い戻しの期間”について、**緊急事態宣言の延長に伴い**、和敬塾でも同様に申し込み期間を延長します。

記

(1) 期間

欠食払い戻し対象期間：2月1日（土）～ **5月31日（日）迄**

そのうち、4月1日（水）～ **5月31日（日）**の間に連続して15日以上帰省した場合、帰省日数分の塾費を半額払い戻し致します。

(2) 備考

- ①申し込み対象・申し込み方法については変更ありません。
- ②申し込み締め切りは **6月15日（月）迄**とします。
- ③払い戻し日は、追ってお知らせします。

尚、コロナウイルスの感染状況（更なる緊急事態宣言期間の延長など）により、その都度、見直しをしていきますのでご理解ご協力をお願い致します。

以上